# 財産形成預金規定 (一般財形)

(令和2年5月11日現在)

#### 1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

#### 2. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

### 3. (預入れ預金の種類・期間・継続の方法)

この預金への預入れは、あらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

- (1) 目標日自由型
  - ① 預入れのつど、各々独立した3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお 預りします。
  - ② 期日指定定期預金は継続の停止・解約の申出がない限り満期日に元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様とします。
  - ③ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
  - ④ 期日指定定期預金の満期日は、預入日(または継続日)の1年後応当日から3年後応当日までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。この場合、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。

この通知があったときは、この預金は定められた満期日後に支払います。

⑤ 定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま当初 満期日が到来した場合を含みます。)は、満期日の指定はなかったものとします。

# (2) 目標日指定型

- ① 目標日はこの預金口座を開設した日から3年目の応当日以降20年目の応当日までの範囲内で任意に指定することができ、目標日の1か月前までは預入れることができます。
- ② 預入れのつど(継続を含みます。)預入日から目標日までの期間に応じて、次の名別の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
  - A. 預入期間が3年1か月以上の場合は、預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指 定定期預金とし、残りの期間は後記C、Dによります。
  - B. 預入期間が3年超、3年1か月未満の場合は、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)とし、残りの期間は後記C、Dによります。
  - C. 預入期間が3年以下、1年以上の場合は、目標日を満期日とする期日指定定期預金と します。
  - D. 預入期間が1年未満の場合は、目標日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) とします。
- ③ 前記②-A、Bの預金は、満期日にその元利合計額および満期日に口座振替による預入 れがある場合は、これを合算した金額をもって継続します。継続された預金についても、 以後同様とします。
- ④ この預金に受入れた期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)の

継続を停止するときは、前記(1)-③の規定によります。

⑤ この預金に受入れた期日指定定期預金の取扱いについては、前記(1)-④、⑤の規定を準用します。

#### 4 (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算し、目標日(満期日)に元金とともに支払います。
  - ① 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預金金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日(満期日)の 前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預 入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満……当行店頭に掲示する「2年未満」の利率
- B. 2年以上……当行店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとにその預入日から目標日 (満期日) の前日までの日数について、預入日 における当行店頭に掲示する利率によって計算します。
- ③ 前記①、②の利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、 新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている 金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとの預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算します。
  - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満······前記(1)②の適用利率×50%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 前記(1)の規定により、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは元金のみ継続し、利息は当行所定の方法により支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により 記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数の多い順序でこの預金を解約します。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
    - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

#### 6. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更が あったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行 わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、再発行については、当行の手数料一覧で定める手数料をご負担いただきます。

#### 7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当核相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して契約の証とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借

入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めに よるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

# 9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上